

国家公務員宿舎法施行規則第 27 条に規定する管理人に対する公務員宿舎の貸与基準について

〔平成 4 年 5 月 15 日
蔵理 第 1965 号〕

大蔵省理財局長から各省各庁官房長、各財務(支)局長、沖縄総合事務局長宛
国家公務員宿舎法施行規則(以下「規則」という。)第 27 条に規定する管理人に対しては下記
により宿舎を貸与することとし、平成 4 年 6 月 1 日より適用することとしたので、通知する。

なお、この通達の趣旨は、宿舎管理人に対する宿舎の貸与基準の明確化を図ることにある。

おつて、昭和 41 年 1 月 26 日付蔵国有第 129 号「国家公務員宿舎法施行規則第 27 条第 1 項
の管理人に対する公務員宿舎の貸与基準について」通達は廃止する。

記

- 1 規則第 27 条第 1 項に規定する管理人となる者に対しては、規則第 11 条の表に定める規格より一段上位の規格の宿舎を貸与しても差し支えない。
- 2 規則第 27 条第 2 項に規定する管理人となる者に対しては、原則として c 型規格までの宿舎を貸与する。